

令和5年度

産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減について

令和6年1月1日から、産前産後の国民健康保険税のうち、所得割額と均等割額が免除になります。

対象となる方

令和5年11月1日以降に出産(予定)の国民健康保険被保険者の方で妊娠85日(4ヵ月)以上の出産が対象です。

(死産、流産、早産、人工中絶の場合も対象となります。)

免除の対象となる保険税

出産予定月(または出産月)の前月から4か月間の国民健康保険税のうち、所得割額と均等割額相当分が対象となります。

※ただし多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3ヵ月前から6ヶ月間。

※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の対象分のみ保険税が軽減となります。

《免除対象となる税のイメージ》

国保税(年額)	
平等割額	
均等割額	対象分
所得割額	対象分

受付期間

出産予定日の6ヵ月前から届出ができます。

※令和6年1月4日から受付開始

産前産後4ヶ月分の
均等割額と所得割額

届出に必要な書類

- ・届出書(国民健康保険課窓口またはホームページからダウンロードできます。)
- ・親子健康手帳など(出産予定日が確認できるもの)
- ・届出される方の本人確認書類
- ・個人番号確認書類(マイナンバーカード等)

※出産後の届け出の場合は出生証明書など親子関係を証明できる書類が必要です。

